郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会 (公印省略)

令和4年7月14日からの大雨による災害を受けた オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」 をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

この度、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より標記に関する事務連絡が 発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

内容は、今般の大雨による災害を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の1つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化(有効化)する旨に関する周知依頼です。

「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される災害等が発生した時に、同法が適用された市区町村を有する都道府県において、期間限定でアクティブ化される機能です。アクティブ化されている場合、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条2項に基づき、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、口頭等で患者同意を取得することにより、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

なお、同機能の利用方法、利用における留意点については、別添資料「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、 貴会所属の会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- ○今回の「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間
  - ◇ 範囲:宮城県大崎市、宮城県宮城郡松島町
  - ◇ 期間:災害救助法の適用第一報から一週間(令和4年7月16日~22日)
  - ◇ 7/23 以降については状況等踏まえ延長、終了の事務連絡を再度発出する。

担当事務局:大阪府医師会総務課企画室 TEL06-6763-7021